

## 目

## 次

	頁
第 1 2 0 号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	9
第 1 2 1 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	17
第 1 2 2 号議案 埼玉県税条例等の一部を改正する条例 .....	19
第 1 2 3 号議案 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例.....	26
第 1 2 4 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例 .....	28
第 1 2 5 号議案 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例.....	29

## 第二百十号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九十六項事務の欄4中「第二十一条」を「第二十六条」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二項第五号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市」を加え、同項第六号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市、蓮田市」を加え、同項第九号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「坂戸市」の下に「、日高市」を加える。

別表第十三項第四号事務の欄1中「第四十二条の二第一項」の下に「及び第四十二条の三第一項」を加え、同欄2中「第四十二条の二第二項」の下に「（法第四十二条の三第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第五十七条第六項」を「第五十八条の二第五項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）及び第六十条の三第五項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、同欄3中「第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七条第五項」を「、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）並びに第六十条の三第四項（法第六十条の三において準用する場合を含む。）」に改め、同欄5中「第四十六条の四第五項及び第六項」を「第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄6中「第四十六条の四第七項第四号」を「第四十六条の八第四号」に改め、同欄7中「第五十条第三項、」を削り、「第五十二条第一項」の下に「、第五十四条の九第五項」を加え、同欄中21を22とし、14から20までを15から21までとし、13の次に次のように加える。

14 法第六十四条の二第一項の規定による認定の取消し及び命令

別表第十三項第五号事務の欄中「市区町村」を「市町村」に改め、同欄1中「第四十二条の二第一項」の下に「及び第四十二条の三第一項」を加え、「第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七条

第五項」を「、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）並びに第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十条第三項、」を削り、「第五十二条第一項」の下に「、第五十四条の九第五項」を加え、「第四十六条の四第五項及び第六項」を「第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第六号事務の欄1中「第四十二条の二第一項」の下に「及び第四十二条の三第一項」を加え、「第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七条第五項」を「、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）並びに第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十二条第一項」の下に「、第五十四条の九第五項」を加え、「第四十六条の四第五項及び第六項」を「第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第十四項第一号市町村の欄中「加須市」の下に「、本庄市」を、「吉見町」の下に「、鳩山町」を、「東秩父村」の下に「、美里町」を加える。

別表第十九項事務の欄中「昭和二十五年法律第百二十三号」の下に「。以下この項において「法」という。」を、「昭和二十五年政令第百五十五号」の下に「。以下この項において「施行令」という。」を加え、「同令」を「施行令」に改め、同項を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

一 法及び施行令に基づく事務のうち、施行令第二条の二、第二条の二の三第一項及び第二項並びに第二条の二の五の規定による申請、施行令第二条の二の規定による指定医証の交付並びに施行令第二条の二の三第四項及び第二条の二の四の規定による指定医証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為	川越市、越谷市
---	---------

別表第二十二項市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の三第一項第三号及び第二項ただし書」を加える。

別表第二十六項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「和光市」を「入間市、和光市」に改め、同項第四号市町村の欄中「吉川市」の下に「、ふじみ野市」を加え、同項に次の一号を加える。

<p>五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第二条第三項第二号の児童の福祉の増進について相談に 応ずる事業に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第六十九条の規定による届出の受理</li> <li>2 法第七十条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査</li> <li>3 法第七十二条の規定による制限及び命令</li> </ol>	<p>吉川市</p>
---	------------

別表第二十七項第一号事務の欄46中「第八条第二項第一号リただし書」の下に「、第八条の二第二項第二号へ」を加える。

別表第三十一項第一号事務の欄中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号市町村の欄中「草加市」を「加須市、草加市、久喜市」に改め、同項第二号事務の欄中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>三 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第十八条第一項の規定による許可</li> <li>2 法第十八条第三項の規定による意見の聴取</li> <li>3 法第十八条第四項の規定による条件の付与</li> <li>4 法第四十九条第一項の規定による立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（1の事務に係るものに限る。）</li> <li>5 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示（4の事務に係るものに限る。）</li> <li>6 法第四十九条第五項の規定による損失の補償（4の事務に係るものに限る。）</li> <li>7 法第五十条の規定による報告の徴収（1から6までの事務に係るものに限る。）</li> </ol>	<p>蓮田市</p>
---	------------

別表第三十三項第一号市町村の欄中「、久喜市」を削り、同項第二号市町村の欄中「新座市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、嵐山町」を加え、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「新座市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第四十項第一号市町村の欄中「東秩父村」の下に「、美里町」を加える。

別表第四十六項第一号事務の欄に次のように加える。

21 施行令第四十八条の規定による台帳の備付け及び記載（卸売販売業、菓種  
商販売業又は再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）

別表第五十一項第一号市町村の欄中「上里町」の下に「、寄居町」を加え、同  
項第二号市町村の欄中「神川町」の下に「、上里町」を加える。

別表第五十二項第一号市町村の欄中「所沢市」の下に「、加須市」を加え、同  
項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の  
次に次の一号を加える。

<p>二 法に基づく事務（介護保険法第百十五条の四十五 第一項第一号イの第一号訪問事業又は同号ロの第一 号通所事業に係るものに限る。）のうち、法第十四 条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五 条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出 の受理</p>	<p>加須市、吉川市</p>
---	----------------

別表第五十三項市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市、松伏町」を加える。

別表第五十五項第一号市町村の欄中「和光市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第五十九項市町村の欄中「新座市」の下に「、久喜市、松伏町」を加え、  
同項を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

<p>二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第五条第一項ただし書の規定による許可</li> <li>2 法第六条第一項の規定による命令</li> <li>3 法第六条第二項の規定による施設の移転等及び 公告</li> </ol>	<p>松伏町</p>
--	------------

別表第六十二項第三号市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加え、同  
項第四号市町村の欄中「草加市」の下に「、久喜市」を加える。

別表第六十三項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、嵐山町」を加え、  
同項第四号市町村の欄、同項第五号市町村の欄及び同項第六号市町村の欄中「嵐  
山町」の下に「、小川町」を加え、同項第七号市町村の欄中「日高市」の下に「、  
ふじみ野市」を加え、同項第八号市町村の欄中「、嵐山町」を削り、同項第十号  
市町村の欄中「、小川町」を削る。

別表第六十九項市町村の欄中「加須市」の下に「、草加市」を加える。

別表第七十三項市町村の欄中「滑川町」の下に「、小川町」を加える。

別表第七十九項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「杉戸町」の下に「松伏町」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号市町村の欄中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号市町村の欄中「杉戸町」の下に「松伏町」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号市町村の欄中「杉戸町」の下に「松伏町」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号市町村の欄中「八潮市」の下に「富士見市」を、「白岡市」の下に「松伏町」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

<p>四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第二十七条において準用する法第八条第一項の規定による申出の受理</li> <li>2 法第二十七条において準用する法第八条第二項の規定による公告</li> <li>3 法第二十七条において準用する法第八条第三項の規定による土地の買取り</li> <li>4 法第二十七条において準用する法第八条第四項の規定による通知</li> <li>5 法第二十七条において準用する法第八条第五項の規定による通知の受理</li> </ol>	<p>松伏町</p>
---	------------

別表第八十項第一号市町村の欄中「伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を「各町村」に改め、同項第二号市町村の欄中「横瀬町」の下に「皆野町、長瀬町」を加え、同項第三号市町村の欄中「戸田市」の下に「朝霞市」を加える。

別表第八十六項市町村の欄中「志木市」の下に「久喜市」を加える。  
 別表第八十七項事務の欄1中「第十四条第一項」の下に「及び第十四条の二第一項」を加え、同欄2中「第十四条第五項」の下に「及び第十四条の二第七項」を加える。

別表第九十六項市町村の欄中「戸田市」の下に「久喜市」を加える。  
 別表第九十七項に次の一号を加える。

<p>三 法に基づく事務のうち、法第五十三条第一項及び第五十六条第一項の規定による申請（障害者の日常</p>	<p>熊谷市、川口市、行田市、秩父市、</p>
--	-------------------------

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号の精神通院医療に係るものに限る。）に係る審査（所得の状況に係るものに限る。）

所沢市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、嵐山町、川島町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、松伏町

別表第九十八項を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

<p>二 法に基づく事務のうち、法第四条第一項の規定による申請及び法第二十九条第一項の規定による届出に係る書類の受理、送付その他の行為</p>	<p>各市町村（さいたま市を除く。）</p>
<p>三 法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号。以下この号において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>1 法第十七条第一項の規定による認可</p> <p>2 施行規則第十五条第二項の規定による届出（法第十七条第一項の認可を受けた者に係るものに限る。）</p>	<p>各市町村（さいたま市、川越市及び越谷市を除く。）</p>

別表第一百一項市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第一百十三項第六号市町村の欄中「上尾市」の下に「、久喜市」を加え、同項第九号市町村の欄中「各町」を「各町村」に改め、同項第十号市町村の欄中「東松山市」の下に「、春日部市」を加える。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第十三項第五号事務の欄中「その他の行為（）」の下に「医療法人に係るものについては、」を加え、同欄1中「及び第四十二条の三第一項」を「、第四十二条の三第一項及び第七十条第一項」に改め、「第五十四条の九第三項」の下に「（法第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）」を、「第五十五条第六項」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに第六十条の三第四項」を「、第六十条の三第四項」に改め、「第六十一条の三第一項」を、「第五十二条第一項」の下に「（法第七十条の十四において準用する場合を含む。）」を、「第五十五条第八項」の下に「（法第七十条の十四において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条の六」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条の六」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を、「第五十六条の十一」の下に「（法第七十条の十五において準用する場合を含む。）」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第八十六項事務の欄2中「公告及び縦覧」を「公告、公表及び縦覧」に改

める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 平成二十九年四月二日

三 第四条の規定 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日

2 この条例（第二条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成二十八年十二月二日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 第二百一十一号議案

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「及び広域求職活動費」を「及び求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十三条第十二項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）

であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十三条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第八条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員として

の引き続いた在職期間」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

3 新条例第十三条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第五項において「旧条例」という。）第十三条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十三条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十三条第十二項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十三条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けられることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十三条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十三条第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

平成二十八年十二月二日提出

埼玉県知事 上田清司

### 提 案 理 由

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて失業者の退職手当の受給資格要件を拡大する等したいので、この案を提出するものである。

第二百二十二号議案

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第五条の二を第五条とする。

第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六条の二第二項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に改める。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年埼玉県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)」の施行の日」を「平成三十年四月一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

(自動車取得税及び自動車税に関する経過措置)

6 附則第一項第三号に掲げる改正規定の施行の日が大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における改正後の条例附則第十八条第一項第三号及び第二十三条第一項の規定の適用については、「第二条第十六項」とあるのは「第二条第十四項」とする。

(埼玉県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)」を削り、埼玉県税条例附則第二十二条の二の次に次の四条を加える改正規定を次のように改める。

附則第二十二条の二の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十二条の三 営業用の自動車に対する第五十一条第一項及び第二項(これ

らの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

第一条中埼玉県税条例附則第二十三条の改正規定を次のように改める。

附則第二十三条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下の条において同じ」を「法第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第五十五条の八第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四十八条」を「同項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第四十八条第三項」に、「この条」を「以下の号及び次号」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第五十一条第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第一条中埼玉県税条例附則第二十三条の二の改正規定を削る。

第一条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年

度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(1)を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「この条」を「この項及び次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年以降」を「平成三十二年以降」に、「(次項において「平成二十七年以降基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年以降基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」



一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)の項中「第四十八条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第二十三条の二第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

- 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年度分及び平成三十年度分
- 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十年度分及び平成三十一年度分

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十九年四月一日
- 二 第一条の二中埼玉県税条例附則第六条の三の改正規定 平成三十年一月一日

附則第三項中「附則第七項」を「附則第九項」に改める。

附則第八項及び第九項を削る。

附則第七項中「より、」を「より」に、「平成二十七年度分及び平成二十八年度分」を「平成三十一年度分まで」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第六項を次のように改め、同項を附則第八項とする。

6 改正後の条例及びこの条例による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する

自動車に対する自動車税の賦課徴収についての埼玉県条例の臨時特例に関する条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の見出し及び二項を加える。

(自動車税に関する経過措置)

5 第一条の規定による改正後の埼玉県条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の埼玉県条例附則第二十三条の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十七年分及び平成二十八年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条から第四条までの規定公布の日

二 第一条中埼玉県条例第五条を削り、第五条の二を第五条とする改正規定及び同条例第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする改正規定 平成二十九年四月一日

2 前項第二号の規定による改正後の埼玉県条例の規定は、平成二十九年四月一日以後に納付又は納入される県税について適用し、同日前に改正前の同条例第八条第二項の規定により市町村に納付又は納入された県税については、なお従前の例による。

平成二十八年十二月二日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

## 提 案 理 由

県税の収納に関する事務を市町村に委任する制度を廃止するとともに、地方税法の一部改正等に伴い、自動車取得税を廃止し、自動車税の環境性能割を創設する時期を変更する等したいので、この案を提出するものである。

第二百二十三号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号口中「、同条第三項の書類及び同条第四項」を「及び同条第三項」に改める。

第十条第五項中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に改める。

第十二条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「若しくは第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十三条第二項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項」を削る。

第十四条中「若しくは第四項の書類」を削り、「三年間」を「五年間」に改める。

第十八条第二項第三号中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改め、同条第四号中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に改め、同項第五号中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

2 改正後の第十二条第二項及び第十四条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

3 改正後の第十二条第三項及び第十四条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る改正前の第十二条第三項の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

4 この条例の施行の際現に埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の規定により指定を受けている特定非営利活動

法人（以下この項及び次項において「指定特定非営利活動法人」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の第十二条第四項の書類の作成、当該指定特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の提出並びに当該書類の埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）第二十五条に規定する場所における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における指定特定非営利活動法人に係る改正前の第十六条から第十八条までの規定の適用については、なお従前の例による。

平成二十八年十二月二日提出

埼玉県知事 上田清司

#### 提案理由

特定非営利活動促進法の一部改正を踏まえ、指定特定非営利活動法人における役員報酬規程等の備置期間を延長する等したいので、この案を提出するものである。

第二百二十四号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中オをクとし、ラからノまでをムからオまでとし、ナの次に次のように加える。

ラ	インクジェット式カラー積層造形装置	一時間	二、八一〇円
---	-------------------	-----	--------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十八年十二月二日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

新たに産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額を定めたいので、この案を提出するものである。

第二百二十五号議案

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同号イ(3)中「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同表第四号の二イ中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表第六号の二中「又は第一条の四第二項」を「、第一条の四第二項又は第七第一項」に改め、同表第八号イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表第十号イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百五十円」を「一万四千六百円」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表第十一号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号金額の欄にイとして次のように加える。

イ 準中型自動車免許に係る再試験

二千円（同法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円）

別表第七号の表第十四号ニ(1)中「又は中型自動車免許に係る講習」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）」に、「四千六百五十円」を「四千百円」に改め、同号ニ(2)を同号ニ(3)とし、同号ニ(1)の次に次のように加える。

(2) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）

講習一時間につき

三千四百円

別表第七号の表第十四号又中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同号又に(1)として次のように加える。

(1) 準中型自動車免許に係る講習

講習一時間につき

二千五百円

別表第七号の表第十四号ヲ(1)を次のように改める。

(1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受け

ている者に対する講習（2）又は（3）に掲げるものを除く。）

四千六百五十円

別表第七号の表第十四号ヲ（2）中「講習」の下に「（5）又は（6）に掲げるものを除く。」を加え、「二千二百五十円」を「二千円」に改め、同号ヲ（2）を同号ヲ（4）とし、同号ヲ（1）の次に次のように加える。

（2） 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第九十七条の二第二項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

四千六百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則で定める基準に該当するものにあつては、七千五百五十円）

（3） 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

五千六百五十円

別表第七号の表第十四号ヲに次のように加える。

（5） 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（同法第九十七条の二第二項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

二千円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則で定める基準に該当するものにあつては、四千三百円）

（6） 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（同法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

二千四百円

別表第七号の表第十五号イ中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ 講習規則第二条第一項第一号の表二の項で定める基準に適合する講習

四千六百五十円

別表第七号の表第十五号金額の欄に次のように加える。

ホ 講習規則第二条第一項第二号の表一の項の規定による確認のための講習

二千六百五十円

ヘ 講習規則第二条第一項第二号の表一の項で定める基準に適合する講習

ト	講習規則第二条第一項第二号の表二の項で定める基準に適合する講習	千五百円
		四千六百五十円
チ	講習規則第二条第一項第二号の表三の項で定める基準に適合する講習	七千五百五十円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の埼玉県公安委員会等が行う事務に關する手数料条例（次項において「新条例」という。）別表第七号の表の規定の適用については、同表第十一号イ中「二千元」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表第十四号又(1)中「二千五百五十円」とあるのは「二千五十円」とする。
- 一 改正法附則第二条の規定により準中型免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定による普通免許を受けている者
- 二 改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者
- 3 改正法による改正後の道路交通法第一百一条第一項の更新期間が満了する日（同法第一百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対して行う講習に係る講習手数料及び特定任意講習手数料については、新条例別表第七号の表第十四号ヲ(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第十五号ニ、ト及びチの規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成二十八年十二月二日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

道路交通法等の一部改正に伴い、臨時の認知機能検査の結果に基づく高齢者講習、準中型自動車免許に係る講習等の手数料の額を定める等したいので、この案を提出するものである。